

労働者派遣法に基づく情報提供について

労働者派遣法第23条5項の規定に基づきマージン率等、下記の事項について情報提供を行います。

- ① 2026年6月1日付け 派遣労働者数 99人
- ② 2026年度6月 派遣先事業所数 7事業所
- ③ 2025年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 21669円(8時間当たり)
- ④ 2025年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 13587円(8時間当たり)
- ⑤ 2025年度 マージン率平均 37.3%

$$\text{マージン率} = \frac{\text{③} - \text{④}}{\text{③}} \times 100 = 37.33\cdots \Rightarrow 37.3$$

マージン率とは・・・

派遣先から受け取る派遣料金に占める、派遣料金と派遣社員に支払う賃金差額の割合のことです。

※マージンには、社会保険料・雇用保険料・有給休暇費用・福利厚生費や教育訓練費などが含まれます。

⑥ 教育訓練に関する事項

訓練内容

訓練種別	対象者	訓練方法 OJT ・ OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者訓練	派遣労働者	OFF-JT	無償	有給
製造に関する専門知識習得	派遣労働者	OFF-JT	無償	有給
技術・技能向上訓練	派遣労働者	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 古海徹也 電話番号 0533-95-1807

⑦ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別等

- ☐ 労使協定を締結しているか否か 締結済
- ☐ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 乃泉株式会社に所属する派遣社員のうち、職務内容が「金属製品製造に係る生産設備オペレーション、設備管理、品質確認、工程管理及びこれらに付帯する製造業務」である者
- ☐ 労使協定の有効期間の終期 2027年3月31日

乃泉株式会社株式会
許可番号派 23-304109